

一人ひとりが輝くまち ⑱

2003~2012
国連識字の10年

みんどの人々に教育を

刑を終えて出所した人の人権

〜家族・職場・地域社会など周囲の人の理解と協力を〜

犯罪や非行の罪を償い、刑を終えて出所した人は、心の中に後悔と不安な気持ちを抱えながら懸命に自立更生の道歩んでいます。

しかし、出所した本人やその家族に対する偏見は根深いものがあります。就職に際して差別されたり、住居の確保が困難な場合が多く、厳しい現実に向き合っている更生者が揺らぎ、再び罪を犯すケースも多く見られます。立ち直ろうと決意した人が真

おかえり。

あなたに信じてもらう。それだけで、歩き出せる人がいます。あやまちから立ち直ろうとする決意を、どうかまっすぐに受け入れてください。更生への道のりには、あなたの温かい支えが必要です。

(第57回社会を明るくする運動「ホッケーキャッチボール」)

に社会の一員として生活していくためには、一人の人間として尊重され、地域の人とともに生きていくことができるような社会の実現が求められています。そのためにも、本人の強い更生意欲とともに、それを温かく見守る家族・職場・地域社会など周囲の人の理解と協力が不可欠です。このような環境づくりが、犯罪や非行を生み出しにくい社会へとつながっていくのです。

法務省が主唱する「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行防止を呼びかけ、罪を犯した人の更生について理解を深め、犯罪のない明るい社会を築いていくこととする全国的な運動で、今年で58回目を迎えます。

誰もが安心して暮らしていくために、今、私たち一人ひとりに何が求められているのか、何ができるのかを考えてみましょう。

(人権啓発広報編集委員会)

人権標語

(小学6年生の作品)

ゆるさない 差別をする人 見過ごす人



アンケートに答えてと言われて...

相談内容

商店街を歩いていると、「美容についてのアンケートに答えて」と呼び止められた。アンケートに答えると、お札にと千円分のエステの券をもらった。後日、券を使おうとエステ店に行ったら、3年間の高額なエステの契約をさせられた。

アドバイス

街中で「アンケートに答えて」と「無料で肌の診断をします」と誘い、消費者を営業所などに連れて行き、長時間にわたって高額なエステなどを勧誘する「キャッチセールス」には要注意です。また、このケースのように別の「格安なエステの券」を渡し、行った店で高額な契約をさせる場合もあります。キャッチセールスによる契約ではクーリング・オフはできませんが、別の店の格安券を渡して、本人が行った先

41

消費生活相談

で契約をさせる場合、キャッチセールスに該当する場合は微妙です。

相談者には、今後は安易にアンケートに答えないことを助言し、クーリング・オフの通知の書き方を説明しました。期間が1か月、金額が5万円を超えるエステの契約は、店舗で契約した場合でも、クーリング・オフができます。また、クーリング・オフ期間を経過した場合でも、いつでも中途解約が可能です。受けた施術料金に加えて解約手数料(上限あり)が必要となります。最近では、エステ店の倒産が珍しくなく、返金などが困難な場合があります。長期・高額な契約には十分注意しましょう。

消費生活相談室(市役所本庁5階)
☎0848676410

とき 15日(月)・23日(火)を除く月～金曜日 10時～12時、13時～16時

9月の消費生活巡回相談
12日(金) 14時～16時

本郷支所
19日(金) 14時～16時

久井保健福祉センター
26日(金) 10時～12時

大和保健福祉センター

問い合わせ先 商工振興課

☎0848676072 FAX 084864103

女性の人権ホットライン ☎0570・070・810
子どもの人権110番 ☎0120・007・110

いずれも15日(月)・23日(火)を除く月～金曜日 8時30分～17時15分
※子どもの人権110番については、全国一斉強化週間のため、8日(月)～12日(金)8時30分～19時、13日(土)・14日(日)10時～17時となります。

